

平成25年度ジェネリック医薬品差額通知事業実施状況について

1 目的

秋田県は、医薬分業率が全国の中で最も高いものの、ジェネリック医薬品の使用割合が全国で最も低いため、一人当たりの調剤費が最も高くなっているほか、被保険者の医療費についても、年々増加し続けている状況となっている。

このことを踏まえ、ジェネリック医薬品への切り替えが、可能と思われる被保険者に対してお知らせを行い、ジェネリック医薬品への切り替えを医師・薬剤師に相談していただくことで、被保険者の自己負担軽減を図るとともに、医療の質を落とすことなく、医療の効率化を図ること。

2 事業内容

- (1) 差額通知の発送：年2回（5月診療分を7月、11月診療分を1月）通知予定
- (2) 対象範囲：1人当たり差額500円以上、投与対象日数14日以上(市町村国保と同じ)（ガンや精神疾患、その他特定疾患等の薬剤は対象外とする。）
- (3) 対象件数：1回 約20,000件

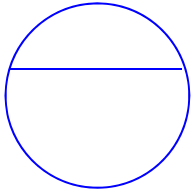
3 実施状況

平成25年度第1回通知（5月調剤分） 14,655件：7月26日発送

4 問い合わせ等

通知発送後、コールセンターへ25件の問い合わせがあり、ジェネリック医薬品への切替方法に関する問い合わせが15件、この通知の趣旨に係る問い合わせが5件と大部分を占めていた。

[ジェネリック医薬品差額通知書 (表面)]

<div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"> ジェネリック医薬品に関するお知らせ </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>郵 便 は が き</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">重要</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">親展</div> </div> <p>(発行元) 秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 〒010-0951 秋田市山王四丁目2番3号 秋田県市町村会館内(1F)</p> <p>【内容に関するお問い合わせは】 後発医薬品差額通知コールセンター フリーダイヤル 0120-53-0006</p> <p>②こちらからもめくってください。</p> </div>	<p>平成 年 月に支払われた下記薬剤の自己負担相当額に關しまして、 同一成分のジェネリック医薬品に切り替えられた場合、少なくとも 00,000円以上安くなる可能性があります。 ジェネリック医薬品とは、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に同等の有効成分(同一効能・効果)を持つ 安価な後発医薬品のことです。</p> <p>被保険者氏名 様</p>																																																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">処 方 実 績</th> <th style="width: 20%;">自己負担相当額</th> <th style="width: 20%;">ジェネリック医薬品に切り替えた 場合に削減できる自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">医 薬 品 名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">以降の医薬品表示は省略しています。合計金額は省略分を含みます。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合 計</td> </tr> </tbody> </table>	処 方 実 績	自己負担相当額	ジェネリック医薬品に切り替えた 場合に削減できる自己負担額	医 薬 品 名																																										以降の医薬品表示は省略しています。合計金額は省略分を含みます。			合 計		
	処 方 実 績	自己負担相当額	ジェネリック医薬品に切り替えた 場合に削減できる自己負担額																																																	
	医 薬 品 名																																																			
以降の医薬品表示は省略しています。合計金額は省略分を含みます。																																																				
合 計																																																				
<p>①ここからめくってください↓</p>	<p>※1 お薬に掛かった金額のみを表示しておりますが、服用中の全医薬品が表示されるものではありません。 また、実際の窓口支払金額には、技術料・管理料等の別費用が含まれております。</p> <p>※2 自己負担相当額については、500円以上の削減が見込まれる場合を紹介しております。 ジェネリック医薬品は複数存在し、金額にも幅があります。</p> <p>※3 ジェネリック医薬品への変更または、お薬の内容(適応、効能や効果、副作用など)に関するお問い合わせは、該当のお薬を処方されているご担当の医師・薬剤師にご相談ください。 また、ジェネリック医薬品などの照会は、フリーダイヤル 0120-53-0006 (平日午前9時~午後5時、休業:土日祝日年末年始、IP電話からはつながらない場合があります。)をご利用ください。</p>																																																			

[ジェネリック医薬品差額通知書 (裏面)]

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 後発医薬品(ジェネリック医薬品) をご存知ですか!! </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>①先発医薬品より安価で、経済的です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者さんの自己負担の軽減と医療保険財政の適正化につながります。 <p>※価格はお薬によって変わります。すべての新薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>②効き目や安全性は、先発医薬品と同等です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国では、後発医薬品が先発医薬品と同レベルの品質、有効性、安全性を有するかどうかについて欧米と同様の基準で審査が行われています。 </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>③欧米では、幅広く使用されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アメリカ、ドイツ、イギリスなどでは、使用されている医療用医薬品の約半分が後発医薬品です。 ・日本の後発医薬品の使用状況は、3割に満たないのが現状です。 <p>※後発医薬品(ジェネリック医薬品)を検討される場合は、お医者さんまたは薬剤師さんにご相談ください。</p> </div>	<p>Q どうして安いのか?</p> <p>A 開発費が少ないため、今のお薬より「安く」なっています。</p> <p>新薬の多くは、研究開発に膨大な費用と期間を費やすため特許により保護されています。しかし、特許期間が切れると他の医薬品メーカーでも製造販売が出来るようになり、研究開発費用が少なくて済むので安くなる場合があります。</p>	<div style="background-color: #cccccc; padding: 50px 0;">透かし防止加工</div>
<p>Q 先発医薬品と全く同じなの?</p> <p>A 効き目や安全性は先発医薬品と同等です。</p> <p>ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同等の有効成分を使用していますが、形を工夫したり、添加物を変えることで形や大きさ、色、におい、味などが異なるものもあり、今のお薬よりも飲みやすいものもあります。</p> <p>なお、添加物には安全性の確認された、薬の効果に影響のないものが用いられます。</p>		

平成25年度医療費通知(柔道整復療養費)事業実施状況について

1 目的

対象となる被保険者が自ら受診状況を確認し、健康に対する認識を深めていただくことで、効率的かつ効果的な受診につなげ、被保険者の負担軽減に結びつけること。

また、医療費通知は、「厚生労働省行政事業レビューの改革案」(平成22年5月策定)に沿って、全広域連合での実施を目指すものと位置づけられていることと併せ、柔道整復、はり・きゅう、あんま・マッサージの施術に対する療養費(以下「柔道整復療養費」という。)の支給適正化に係る会計検査院からの指摘(平成22年10月)を踏まえ、特に柔道整復療養費についても、積極的に医療費通知を実施するもの。

2 事業内容

(1) 通知の発送：年4回通知(四半期毎)

(2) 通知内容：柔道整復療養費の施術を受けた被保険者に対し、施術機関名、施術日数、医療費、保険者負担額を記載して通知。

(3) 対象件数：約3,700件

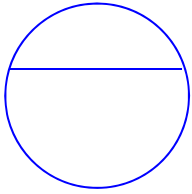
3 実施状況

平成25年度第1回通知(1月～3月施術分) 5,581件：6月24日発送

4 問い合わせ等

通知発送後、24件の問い合わせがあり、この通知の趣旨に係る問い合わせが大部分であったが、1件について家族から施設入所中のため受療していないとの問い合わせがあり、調査したところ、施設に訪問しての受療であったことを確認している。

[医療費通知 (柔道整復療養費) (表面)]



**後期高齢者医療に係わる医療費通知
(柔道整復療養費)**

【内容に関する問い合わせ先】
秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課
 (電話) 018-853-7155
 〒010-0951 秋田市山王四丁目2番3号
 秋田県市町村会館内(1F)

②こちらからもめくってください。

あなたの柔道整復療養費は、下記の通りです。
 被保険者番号：XXXXXX 対象期間 平成 年 月 ~ 年 月

受診年月	施術機関等名称	診療区分	日数	費用額	うち広域連合負担

1. この通知は、柔道整復療養費（柔道整復、はり・きゅう、あんま・マッサージ）について、施術機関等からの請求書（療養費支給申請書）に基づき、「費用額（施術料の総額）」を記載してあります。
 2. 「日数」欄には、通院による施術の他に訪問による施術（往療）も含まれています。
 3. 「費用額」のうち、9割（所得が一定以上の世帯に属する方は7割）に相当する額が「広域連合負担分」として後期高齢者医療保険から施術機関等へ支払われています。残りの1割（又は3割）に相当する額は、皆様が施術機関等の窓口で負担された額となります。
 4. 医療と合わせて、窓口で負担された1割（又は3割）に相当する額が一定額を超えるときは、その超えた分について後日請求手続きされますと高額療養費が支給されます。（以前に高額療養費の支給を受けたことがある方は、請求手続きは不要です。）
 なお、公費負担医療受給者は、それぞれの負担額は異なります。
 5. 施術内容については回答できませんのであらかじめご了承ください。

[医療費通知 (柔道整復療養費) (裏面)]

被保険者のみなさまへ

柔道整復師（整骨院や接骨院）、はり・きゅう、マッサージ等の施術には、後期高齢者医療保険の対象となる場合とされない場合がありますので、施術を受ける際は気を付けてください。

1 柔道整復師（整骨院や接骨院）の施術

○保険証が使える場合

- ・外傷性のねんざ、打撲、肉離れ等
- ・医師の同意がある場合の骨折・脱臼
- ・応急処置で行う骨折・脱臼

○保険証が使えない場合

- ・日常生活における疲労、肩こり、腰痛など
- ・病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等）によるこりや痛み
- ・脳疾患後遺症等の慢性病
- ・スポーツや仕事による筋肉疲労
- ・症状の改善が見られない長期にわたる施術

2 はり・きゅうの施術

○保険証が使える場合

- ・神経痛、リウマチ、五十肩、腰痛症、ヘルニア等によるこりや痛み

※医師の同意書または診断書が必要です。

3 あんま・マッサージの施術

○保険証が使える場合

- ・関節拘縮、筋麻痺等の症状で医師の治療上必要と認められたもの

※医師の同意書または診断書が必要です。

4 療養費支給申請書は必ず自分で自署（サイン）と押印をしてください。

療養費支給申請書は、受療者が自己負担以外の費用（9割または7割）を柔道整復師等が直接広域連合へ請求することを委任するものです。負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認し、必ず自分で自署（サイン）と押印をしてください。
 白紙の用紙にサインや押印をすることは、間違った請求につながりますので、ご注意ください。

透かし防止加工